

公営企業会計移行後の他会計繰入金について

地方公営企業法では、汚水の処理費用は下水道使用料で賄うことが原則となっているが、使用料の不足分を一般会計繰入金等で補っているのが現状です。

一般会計繰入金とは、一般会計から下水道事業会計に繰入られる資金（税金）で、下水道事業会計の収入の一部を構成しています。さらに繰入金は、基準内繰入金と基準外繰入金に分類されます。

基準内繰入金は、総務省が定める基準にもとづくものであり、「雨水公費・汚水私費」の原則により雨水処理に要する経費があります。他に分流式下水道等に要する経費、流域下水道の建設に要する経費、高資本費対策に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費及び児童手当に要する経費等が挙げられます。

基準外繰入金は、総務省が定める基準に基づかないものであり、基準外繰入金は発生しないことが理想です。

1. 一般会計から企業会計への繰入額（決算値）

単位：千円

繰入金	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	集落排水	公共下水	集落排水	公共下水	集落排水	公共下水
基準内額	238,021	232,961	236,408	242,933	190,216	261,599
基準外額	91,034	144,741	93,753	151,010	136,960	137,180
合計	329,055	377,702	330,161	393,943	327,176	398,779

（地方公営企業決算状況調査より）

2. 基準外繰入金を0円にするための1世帯当たりの負担額（概算）

単位：円

年度	事業名	基準外額 ①	世帯数 ②	1世帯年間負担額 ①÷②
R元	農業集落排水等	91,034,000	5,562	16,367
	公共下水道	144,741,000	3,776	38,331
R2	農業集落排水等	93,753,000	5,559	16,865
	公共下水道	151,010,000	4,106	36,777
R3	農業集落排水等	136,980,000	5,616	24,391
	公共下水道	137,180,000	4,361	31,456

※世帯数②については、「資料一覧② 資料番号6」より引用